

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和4年4月15日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100591号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200004号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年4月1日から同年12月29日まで

請求期間に、A社に勤務し厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。離職票や源泉徴収票を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された雇用保険被保険者離職票及び平成元年分給与所得の源泉徴収票並びに雇用保険の加入記録により、請求期間に、請求者がA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録からは、A社が請求期間に厚生年金保険の適用がされていた記録は確認できないところ、A社の事業主は、請求者は請求期間に勤務していたものの、厚生年金保険の適用事業所としていなかったため、厚生年金保険料を請求者の給与から控除していなかった旨陳述している。

また、上記源泉徴収票の記載から、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。